「ジャー坊チャンネル」YouTube 実施要領

制定 令和2年10月8日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市の 公式キャラクター「ジャー坊」に関する情報発信をソーシャルメディアを活用して行 うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

大牟田市のまちづくりや人づくりに資する情報を、YouTube を活用して発信することにより、広く本市や本市のまちづくりに関心を寄せていただく契機とし、もって「地域の魅力を積極的に発信するまち」の実現を図る。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

YouTube

第4 公式アカウント名

「ジャー坊チャンネル」

第5 運用方法

- (1)この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市の魅力に関する情報や市 民等に役立つ情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、原則として別紙様式1による広報課長の決裁を必要とし、8時30分から21時の間に行うものとする。ただし、情報発信に係る業務を受託した委託業者が情報の更新を行う場合は、別紙様式1による広報課長の決裁の手続きは略することができる(事前に広報課への報告は必要)。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。

「ジャー坊チャンネル」YouTube 情報更新伺

起案	年 月 日
起案者	決 裁 欄
	担当主査課長
決裁	年 月 日
更新予定	年 月 日
更 新 区 分 (該当するものにO)	新規 • 変更 • 削除
公開件名	
更新内容	
	有・無
その他公開データ	有の場合(該当するものに〇)
この心と用ナータ	動画・画像・その他() ※その他公開データは、必要に応じて印刷し本様式に添付する
	こと。